

事務連絡
令和2年5月25日

都道府県
各指定都市 生活保護担当課医療扶助担当係 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局保護課保護事業室

新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いにおける薬剤の配送費用の取扱いについて（補足）

先般、生活保護受給者に対する薬剤の配送料等の取扱いについて、事務連絡（「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いにおける薬剤の配送費用の取扱いについて」（令和2年5月18日厚生労働省社会・援護局事務連絡））を発出しておりますが、その取扱いに関連し、疑義照会がありましたので、下記のとおり補足いたします。

記

問 医療機関が薬局に対し送付する、処方箋情報や、処方箋原本の郵送料、院内処方の場合における薬剤の配送料について、医療機関から生活保護受給者に対し請求された場合においても、本事務連絡のとおり医療扶助において給付してよろしいか。

答 同様に取り扱って差し支えない。